

学生の車輛による通学に関する規定

山陽学園大学・短期大学(以下「本学」というへの通学に自動車、バイク(自動二輪車・原動機付自転車)及び自転車により通学しようとする者は、この規定に定めるところによる。

(1) 駐輪・駐車場使用許可等について

- 1 本学では、交通事情が悪く、通学が著しく不便であると認められた者に限り、構内駐車場の使用を許可する。
- 2 本学構内における駐輪・駐車は収容可能台数小範囲とし、自動車・バイクは許可制とする。
- 3 駐輪・駐車の使用申請の手続き

項目	自動車	バイク
1. 申請条件	①通学距離が片道8km以上 ②任意の対人自動車損害賠償保険1億円以上に加入していること	①自動車損害賠償責任保険の契約が締結されていること
2. 申請手続	①駐車場使用許可証交付申請書 ②任意の対人自動車損害賠償保険加入証の写し ③留学生は、運転免許証の写し ④駐車料12,000円(半期6ヶ月分)	①バイク通学許可証交付申請書 ②責任保険証明証の写し ③留学生は、運転免許証の写し ④手数料200円
3. 提出先	学 生 部	
4. 申請期間	掲示により告知 (毎年適宜申請期間を設定)	随時 (但し構内へ乗り入れる初日)

- 4 駐輪場及び駐車場の使用許可
 - 1) バイク通学者は申請が適格であれば許可証を交付する。(有効期限:卒業まで)
 - 2) 駐車場使用許可は交通安全対策委員会で審査の上決定し、許可証を交付する。
(有効期限:毎年の年度末まで)
- 5 許可証のない車の入構を禁止する。
 - ①バイクは後部泥よけに貼付すること。
 - ②自動車はルームミラーの裏面に貼付すること。
- 6 駐車中の盗難及び構内での事故については、本学は一切責任を負わない。
- 7 学内・学外で交通事故を起こした時は、適切な措置をとるとともに、速やかに学生部に届け出ること。

(2) 駐車場使用条件について

- 1 駐車場の使用は許可制で、有料で貸与される。(納入は、半期ごととする。)なお、納入した使用料は返還しない。
- 2 構内では使用許可を受けた車及び本人以外の運転は認めない。
- 3 原則として48時間以上連続して駐車することは認めない。
- 4 駐車は指定された枠内に正しく行うこと。又、駐車場内での騒音に注意し、他に迷惑を及ぼさないよう心がけること。
- 5 構内においては、制限速度、一時停止等の交通規制に従い、常に安全運転を心がけること。
- 6 許可証を他人に貸したり譲ったりしないこと。
- 7 許可証を交付された者は、本学が行う「交通安全講習会」を受講しなければならない。
- 8 自動車点検等により、やむを得ず許可車以外の車輛を使用する場合及び車輛の交換をしたときは学生部に届けること。
- 9 駐車場を必要としなくなったときは、直ちに許可証を学生部に返還すること。
- 10 その他管理者の指示に従うこと。
- 11 下記に該当する場合は使用許可を取り消す。
 - ①許可証を他人に貸したり、譲ったりした場合
 - ②駐車枠を他人に貸した場合
 - ③本学が行う「交通安全講習会」を正当な理由によらず受講しなかった場合
 - ④駐車料金を期限内に納入しなかった場合
 - ⑤駐車場使用条件が守れず、管理者の指示に従わない場合
 - ⑥その他、取り消しに相当すると交通安全対策委員会で判断した行為があった場合